

## 入札における無断欠席等について

指名競争入札等において、辞退届を提出しないで入札を欠席した場合（以下、「無断欠席」という。）は、適正な入札の妨げになることから、次回以降の入札参加資格を停止する場合があります。

また、予定価格が公表されている案件で、予定価格を超える金額を応札した場合も指名停止等となりますので、次の留意事項について再度ご認識いただき、今後とも、適正な入札の執行にご協力いただきますようお願いいたします。

1. 指名通知書、見積依頼通知書を受け取った場合には入札日時を十分確認すること。
2. 予定価格が公表されていないか確認すること。
3. やむを得ず欠席される場合には、入札執行時刻までに必ず「入札辞退届」を提出すること。

（入札辞退届は必ず押印した原本を提出してください。FAX・メールは不可）